

平成25年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成26年2月21日

平成26年2月21日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第8 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉

32番 栗 林 利 男
34番 伊 藤 寛
36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晃 一
42番 三 橋 和 男

33番 菅 谷 晁
35番 椿 康 弘
37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大 須 賀 常 政

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

22番 宮 田 毅

43番 小 林 一 男

1. 事務局職員出席者

事務局長 鵜 澤 清 明
副主幹 越 川 泰 克
主任主事 小 川 敦 弘

管理班長 篠 塚 和 広
主 査 伊 藤 健

開会 午後 1時31分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、22番 宮田 毅委員、43番 小林一男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、18番 高木甚一委員、21番 林 弘委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局管理班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局 議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための贈与による所有権移転であります。

整理番号2番および3番については、関連案件でありまして、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が父親である譲渡人より贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号5番および6番については、関連案件でありまして、お互いが耕作利便を図るための交換による所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が農業経営者として独立するため親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

2月の案件は以上の9件でございます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、報告させていただきます。

去る、2月14日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、許可相当の要件を満たしているものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、議席番号4番 今泉委員。

4番今泉委員 この申請は、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が流山に住んでいるた

め農地の管理が困難なことから贈与するものであります。

なお、譲受人は申請地の近くに自作地もあり耕作に利便なことから、今後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番ないし4番の3件について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 整理番号2番及び3番について、関連がありますので一括して、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために譲り受けるものであります。

なお、譲受人は年齢が45歳の若手農家であります。今後も農地の良好な維持管理が確実にあります。許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人と譲受人が親子関係であります。譲渡人が高齢のため農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲渡人と譲受人は世帯一体で農業を営んでおり、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 それでは、整理番号5番及び6番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性向上を目的に農地交換をするものであります。今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、17番 向後委員。

17番向後委員 この申請は、譲受人が規模拡大を図ることを目的に、自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 この申請は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が二男を農業経営者として独立させるため、親子間で使用貸借権の設定を行うものであります。

なお、譲受人は二男として世帯は独立しておりますが、以前より親の農業経営には従事しており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 次に、9番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 この申請は、譲受人が農業経営規模拡大を図るために申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は富里市からの出耕作農家であります。大角地先に作業場があり、旧山田町及び旧栗源町に耕作農地約3ヘクタールを有していることから、今後も農地の良好な維持管理が確実であり許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局管理班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局 議案の概要説明をいたします。

この案件は、農家住宅用地に転用ということで住宅1棟、農機具庫1棟、農産物加工所1棟を建設するものであります。

なお、申請地は第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち新規において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

審査結果について、報告いたします。

この案件については、書類審査から実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 申請人は、15町歩ほど耕作する水稻農家で、申請地は現在の農作業場の隣地にあたり、仕事を行うにも効率がよく、現在の自宅は手狭で子供の部屋がない状況であるため新たに農家住宅を建築することです。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流することです。雨水は宅地内処理のことです。隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局管理班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局 議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途地域内であり第3種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途地域内であり第3種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で資材置場用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途地域内であり第3種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う賃借権設定で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号6番及び7番は、関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途地域内であり第3種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で貸車両置場用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途地域内であり第3種農地と判断されます。

整理番号9番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で共同住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号11番、転用を伴う使用貸借権設定で砂利採取場用地とのことであります。

申請地は、隣接地で行っております山砂採取の一時置場として使用するもので一時転用であります。

なお、申請地は第1種農地であります。許可例外規定施行令第18条第1項のうち、一時的な利用に供するために行うものに該当するものと判断されます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

整理番号12番、転用を伴う所有権移転で共同墓地の駐車場用地とのことであります。

なお、申請地は第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

以上の12件でございます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 提出されました農地法第5条の案件は12件であります。

審査結果について報告いたします。

整理番号4番及び10番から12番については現地調査済みであり、その他の案件につきましても実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし3番の3件について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 それでは、整理番号1番から3番の3件について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

整理番号1番については、場所はJR佐原駅〇〇〇〇側約〇〇メートル〇〇〇〇、〇〇〇〇があります。その手前で都市計画区域第1種住宅地で周辺地は住宅でございます。

譲受人は、現在月極駐車場を借用しており、今回自宅の隣に駐車場として譲り受けるもので埋立等の造成工事は行わず砕石を敷き詰めるだけで、雨水は自然浸透とのことです。周辺農地にも影響なく資金計画、造成計画も適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

整理番号2番について、説明します。

場所は整理番号1番の隣で同じく都市計画区域の用途地域でございます。

譲受人は、現在自宅が狭く縦長に駐車をし、非常に不便をきたしております。今回、駐車場用地として譲り受けるものでございます。

また、余剰分については近隣住民からの需要があるため駐車場として貸すとのことございます。

この土地は、埋立工事造成はやはり行わず砂を敷き詰めるだけで、雨水は自然浸透のことで、1番と同じく周辺農地にも影響なく資金計画、造成計画も適切であることから、この申請は妥当と判断しました。

整理番号3番については、場所は佐原区、〇〇地区ですが大きな目印としては〇〇の〇〇〇〇近くで〇〇〇〇から少し入った所で、やはりこの場所も都市計画の用途地域でございます。

本申請は、土木工事を営んでいる譲受人が自社の敷地が狭いため資材置場として譲り受けるもので、造成は砕石を敷き詰め周りをフェンスで囲むだけで、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地の耕作者にも同意を得ており、周辺農地に及ぼす影響はなく資金、造成計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

以上3件、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、4番について、13番 高城委員。

13番高城委員 場所は、〇〇〇〇沿いの〇〇地先、〇〇〇〇の〇〇〇〇の後ろ側になります。

譲受人は隣接地で〇〇〇〇を経営していますが、昨年改装オープンし、〇〇〇〇も行ってありますが、駐車スペースが少ないために新たに駐車場を設置するとのことです。

申請地は砕石を敷き詰め、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であ

と思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、16番 浅野委員。

1 6番浅野委員 場所は、〇〇〇〇小学校から〇〇〇〇中学校へ向かう道路の傍でございます。

譲受人は現在アパートにて生活していますが、子供の成長に伴い手狭となり、車両置場が手狭となったため住宅を建築するとのことです。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、22番 宮田委員であります、本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の代読をさせていただきます。

整理番号6番から7番は関連案件となりますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇より、〇〇〇〇号線を〇〇方面へ〇〇キロメートルほど行った所に、〇〇〇〇があり、そこより右側に入り〇〇〇〇方面へ〇〇メートルほど入った場所です。

譲受人は近接地にアパートを建築する計画ですが、駐車場を敷設する面積が不足しているため、今回の申請地を駐車場用地とする計画とのことです。

造成工事は行わず、用水は水道、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします、とのことです。

議 長 次に、8番について、23番 栗田委員。

2 3番栗田委員 申請地は県道〇〇〇〇およそ〇〇メートルの所でございます。

現況は雑地であり、平成3年に農地法第5条申請を行って許可を受けた場所で、今回の申請にあたり改めて申請に及んだものでございます。

譲受人は〇〇〇〇会社の役員となっており、現在の車両置場が手狭なため新たに車両置場を設け、会社へ賃貸する計画とのことであります。

土地改良区との協議も終え関係金融機関の同意も得てきており、周辺農地及び農業施設等に対して特段の影響は認められません。資金計画、事業計画も確立されていることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしていることから、この申請は妥当と判断いたしました。

議 長 次に、9番について、31番 高木委員。

31番高木委員 まず、場所でございますがJR香取駅の〇〇で〇〇〇〇と〇〇〇〇の中間地点の場所でございます。

譲受人は結婚後、夫婦別々に住んでおり、同居するため実家の隣接地へ新たに住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散処理するとのことでございます。雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、10番について、35番 椿委員。

35番椿委員 まず、場所ですが〇〇〇〇号線を〇〇から〇〇方面に向かいますと、〇〇の踏み切りがあります。その〇、〇〇メートル手前に小さな川が流れているんですが、それを左に入った右側にあります。

譲受人は安定した収入を得るため、利便性がよく需要が多い申請地へ長屋住宅を建築する計画とのことです。

用水は水道、雑排水は下水へ放流、雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、11番について、36番 本宮委員。

11番本宮委員 場所は〇〇より〇〇に向かい、〇〇の信号のおよそ〇〇メートル手前右側でございます。

譲受人は山砂採取事業を行っており、申請地を山砂の仮置場として使用するものでありま

す。事業は昨年より行われており、短期間で終了の予定であったために、7月総会において、軽微な農地改良で報告されましたが、山砂採取事業が計画どおり終了できなかったため、今回の申請になったものであります。

隣接農地は譲受人の農地で問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 申請地の隣接地に墓地があります。駐車場がなく路上駐車をしている状況であります。その駐車場用地として申請をするものであります。

用水・雑排水はなく、雨水はその駐車場内の自然浸透とのことであります。隣接農地の耕作の方へは説明もしてあり問題はないと思われます。資金・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局管理班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 26 年 2 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局 議案の概要説明をいたします。

平成 25 年度第 11 次農用地利用集積計画、1 番から 351 番までの所有権移転及び利用権の設定であります。

内訳としましては、賃借権の設定、新規 280 件、1,524,589.13 m²、このうち田が 1,460,721.13 m²、畑が 63,868 m²であります。

次に再設定、64 件、213,898 m²、このうち田が 188,504 m²、畑が 25,394 であります。

次に使用貸借権の設定が 1 件で、田が 462 m²であります。

次に所有権移転が 6 件で、22,648 m²、このうち田が 14,652 m²、畑が 7,996 m²であります。

以上の申請が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

なお、今回件数の多い理由としましては、〇〇地区の水田基盤整備事業がほぼ完了したことによりまして、利用調整が図られたものであります。具体的には所有者から香取市円滑化団体、これは香取市ですね、香取市へ利用権設定した申請が 59 件あり、この 59 件につきましては、更に香取市円滑化団体、香取市から利用調整できまして地域の担い手農家へ利用権設定した申請が 59 件、合わせますと 118 件に上ることによるものでございます。

議長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第 4 号 76 番、107 番、109 番、137 番、205 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号 76 番、107 番、109 番、137 番、205 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案4号 76番、107番、109番、137番、205番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 216番、218番、220番、278番、280番、295番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 216番、218番、220番、278番、280番、295番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案4号 216番、218番、220番、278番、280番、295番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の11件を除く340件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の11件を除く340件は、原案のとおり決定すること

に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の11件を除く340件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局管理班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、5件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、62件です。

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件です。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年2月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時13分